

## 日本盲人会連合役員等に対する報酬等の支給に関する規程

平成28年11月29日 制定

平成30年 3月26日 改正

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人日本盲人会連合（以下「法人」という。）の定款第9条、第23条第1項及び第2項の規定に基づき、役員等に対する報酬等（以下「報酬等」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事並びに定款第24条に定める参与をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤理事とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤理事以外の者をいう。
- (4) 会長、副会長及び常務理事とは、定款第16条第2項に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬とは、社会福祉法第45条の3第1項で定める報酬、賞与其他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。
- (6) 費用とは、職務執行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む。）等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものをいう。

### (報酬の支給)

第3条 この法人は、非常勤役員に職務執行の対価として報酬等を支給することができる。

- 2 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 3 この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対して報酬等は支給しない。

### (報酬等の額)

第4条 この法人の役員等に対する報酬は、一人当たり1万円とする。なお、当該理事会が日本盲人会連合全国盲人福祉大会の開催期間中に実施した場合は、報酬の支給をしない。

- 2 当法人の監事に対する報酬は、1日1回当たり1万円とする。
- 3 非常勤理事に対する報酬は、別表1「非常勤理事等の報酬」に定める額とする。ただし、評議員会及び理事会を同日開催する場合は、いずれかの会議に係る報酬を支給することができる。

- 4 会長及び常務理事は、理事会及び評議員会への出席の他、当法人の運営にかかる重要事項を審議する会議及び諸行事等に出席するものとし、この場合の1日の報酬額として、「非常勤理事等の報酬」に定める額と同額を支給することができるものとする。ただし、1日のうち、他団体が主催する会議のみに出席する場合であって、当該会議の主催者から報酬が支給される場合は、当法人から報酬等を支給しない。

(費用弁償)

第5条 この法人の役員等がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

- 2 役員等には、出張に要する旅費(宿泊費を含む。)を、職員の出張旅費基準に準じて出張費として支給することができる。

(報酬等の支給日)

第6条 会長及び非常勤常務理事の報酬等(旅費を除く。)は、前月1日から当月末日までの分について翌月10日(その日が銀行の休業日の場合はその前日)に支給するものとする。

- 2 会長及び常務理事以外の非常勤役員並びに評議員の報酬等は、必要の都度、支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第7条 報酬等は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

- 2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

(公表)

第8条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

(その他)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成29年4月1日以後、最初に召集される定時評議員会の終結の時から施行する。

別表1 「非常勤理事等の報酬」

理事（会長、副会長及び常務理事を除く。）	理事会又は評議員会出席の都度、一人一律 1万円
会長、副会長及び常務理事	理事会又は評議員会出席の都度、一律 1万円
監事	理事会又は評議員会若しくは監事監査出席の都度、一人一律 1万円
参与等	理事会又は評議員会出席の都度、一律 1万円
職員	報酬を支給しない。